

業態別の準用一覧表

(摘要: 印…銀行規定を準用、印…協同組織で書き下ろし、×印…準用せず、(協)…協同組織固有の内容)

項 目	準用状況		
	信金	信組	労金
基本的考え方			
- 1 金融監督に関する基本的考え方			
- 2 監督指針策定の趣旨			
銀行監督上の評価項目			
- 1 経営管理			
(協) - 1 - 1 経営管理における留意点			
・ - 1 - 1 - 1 総代会の機能強化に向けた取組状況			×
・ - 1 - 1 - 2 中央機関へのヒアリング			×
- 2 財務の健全性等			
- 2 - 1 自己資本(早期是正措置)			
- 2 - 2 早期警戒制度			
- 2 - 3 収益性			
- 2 - 4 信用リスク			
- 2 - 5 市場リスク			
- 2 - 6 流動性リスク			
- 3 業務の適切性			
- 3 - 1 法令等遵守			
- 3 - 1 - 1 不祥事件等に対する監督上の対応			
- 3 - 1 - 2 資本の額の増加の届出の手續等	×	×	×
(協) - 1 - 2 出資増強時における留意点			
- 3 - 1 - 3 本人確認、疑わしい取引の届出			
- 3 - 1 - 4 その他			
- 3 - 2 事務リスク		一部	一部
- 3 - 3 システムリスク			
(協) - 1 - 3 システム障害発生時等における留意点			
- 3 - 4 顧客保護等			
- 3 - 4 - 1 与信取引(貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約)に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能			
- 3 - 4 - 2 顧客の誤認防止等			
- 3 - 4 - 3 顧客情報管理			
- 3 - 4 - 4 預金口座の不正利用防止			
- 3 - 4 - 5 銀行の事務の外部委託			
- 3 - 4 - 6 その他			
- 3 - 5 危機管理体制			
- 4 地域貢献		(業域・職域信組を除く。)	×
- 5 中小企業金融の再生の促進		(業域・職域信組を除く。)	×
- 6 その他	×	×	×
銀行監督に係る事務処理上の留意点			
- 1 一般的な事務処理			
- 1 - 1 監督事務の流れ			
- 1 - 1 - 1 一般的な監督事務の流れ			
- 1 - 1 - 2 主なオフサイトモニタリングの年間スケジュール	×	×	×
(協) - 1 - 4 主なオフサイトモニタリングの年間スケジュール			
- 1 - 2 監督部局間における連携			
- 1 - 3 検査部局等との連携			
- 1 - 4 管轄財務局長権限の一部の管轄財務事務所長への内部委任			
- 1 - 5 個別銀行に関するデータベースの整備及び行政報告	一部	一部	一部
- 1 - 6 災害における金融に関する措置			

項 目		準用状況		
		信金	信組	労金
- 1 - 7	銀行に関する苦情・情報提供等			
- 1 - 7 - 1	苦情等を受けた場合の対応			
- 1 - 7 - 2	貸し渋り・貸し剥がしホットラインで受け付けた情報に係る監督上の対応			
- 1 - 7 - 3	預金口座を利用した架空請求等預金口座の不正利用に関する情報を受けた場合の対応			
- 1 - 8	法令解釈等の照会を受けた場合の対応			
- 1 - 8 - 1	照会を受ける内容の範囲			
- 1 - 8 - 2	照会に対する回答方法			
- 1 - 8 - 3	法令適用事前確認手続(ノーアクションレター制度)			
- 2	銀行法等に係る事務処理			
- 2 - 1	職員の派出の取扱い			
- 2 - 2	「その他付随業務」の取扱い			
- 2 - 3	預金等の取扱い			
- 2 - 4	大口信用供与			
- 2 - 5	アームズ・レングス・ルール			
- 2 - 6	自己資本比率の計算		(告示第4条第2項及び第3項関連部分を除く)	(告示第4条第2項及び第3項関連部分を除く)
- 2 - 7	子会社等		(海外子会社等の部分を除く)	(海外子会社等の部分を除く)
- 2 - 8	議決権の取得制限			
- 2 - 9	説明書類の作成・縦覧等			
- 2 - 10	法第26条に基づく業務改善命令の履行状況の報告義務の解除			
- 2 - 11	合併等			
- 2 - 12	銀行主要株主	×	×	×
- 2 - 13	予備審査			
- 2 - 14	産業活力再生特別措置法に関する金融機関の留意事項			
- 2 - 15	預金保険法に関する留意事項			
- 2 - 16	金融機能の強化のための特別措置に関する法律に関する留意事項	×	×	×
(協) - 1 - 5	金融機能の強化のための特別措置に関する法律に関する留意事項			
- 3	行政指導等を行う際の留意点等			